申請方法

六本木三丁目東地区「地区まちづくりルール」

申請書「様式１」「様式２」「様式３」の申請について

六本木三丁目東地区まちづくり協議会

1、　六本木三丁目３番、４番、５番の地域には、港区の「まちづくり条例」に基づき認定された「六本木三丁目東地区まちづくり協議会」があります。
その区域は**当小冊子「地区まちづくりルール」ページ２**に記載の同協議会**「区域図」**をご覧ください。

2、　この同協議会区域内では「港区まちづくり条例」に基づく所定の手続きを経て策定し港区に登録、**平成２７年３月２６日付で認定された「地区まちづくりルール」**があります。この「ルール」の詳細は**当小冊子「地区まちづくりルール」ページ３～８**をご覧ください。

3、　また、この「ルール」は**当小冊子「地区まちづくりルール」ページ9～11**に記載の**「運用基準」**で運用されており、その**対象者は同協議会区域内の「土地あるいは建物を所有する方又はその使用者　全員」です。**

4、　以上により、上記同**協議会区域内で「平成２７年３月２６日以降新たに土地あるいは建物を譲り受けた方、ならびに区域内に建物等を計画中の方は、必ず同協議会に所定の「申請書」（様式１、様式２、様式３）を作成・提出し審査を受ける義務があります。**
同申請方法の詳細は**当小冊子「地区まちづくりルール」ページ９第２項（１）①②**をご覧ください。
尚、申請にはページ１５以降に掲載の様式『様式１』『様式２』『様式３』をコピー頂くか、「港区ホームページ」で「六本木三丁目東地区まちづくりルール」と検索されすと、申請各様式が掲載されておりますのでダウンロードされてご使用ください。

5、　上記申請書の提出先並びにご質問・お問い合わせは、**当小冊子「地区まちづくりルール」ページ９第２項（２）**に記載の同まちづくり協議会事務局までお願い致します

申請用
【様式 1】

六本木三丁目東地区まちづくり協議会
会長　　水橋　則男　　殿

六本木三丁目東地区

地区まちづくりルールに対する同意書

年　　月　　日

私は「六本木三丁目東地区まちづくりルール」の趣旨に賛同し同ルール及び同ルールの運用基準に定める事項を順守することを誓約致します。

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

貴（社）名

貴（社）住所

電話　　　　　　　メール

担当者氏名　　　　　　　（携帯）

【上記同意に該当する物件について下記してください】

・該当する物件名（ビル名・土地地番等）

・物件の現住所

・上記物件契約時期　　　　年　　月　　日付

・(その他付記すべき事項記入欄)

六本木三丁目東地区まちづくり協議会　宛

六本木三丁目東地区

地区まちづくりルールの申請書

「地区まちづくりルール」に基づき、申請要件に該当する場合は、該当するルール項目に於いて
実施する対策を少なくとも1つ以上示し、協議会に提案してください。尚、各ルール項目には「提案例」
を記載しており、記載例と同じ対策を実施する場合は、□に✔を入れて申請してください。

申請者名：

連絡先：（住所）

（担当者）　　　　**（電話）**　　　　**（メール）**

該当する物件名（ビル名・土地地番等）

物件の現住所：

ルール1　災害に強いまちをつくるためのルール		
1-1	**道路沿いに塀や自動販売機の構造物を設置する方はそれらの構造物が倒壊・転倒しないための策、倒壊・転倒しても危険の無い策を協議会に申請（「提案」）してください。**	
提案例	□	塀ではなく生垣を造成します。
	□	倒壊時、道路に影響しないように、構造物の高さ分を後退して構造物を設置します。
	□	自動販売機の設置は、自動販売機リース会社、メーカー指定の設置業者など、専門業者による設置を行います。
	□	常駐管理人を置かないため、マンションの集合ポスト脇に「非常時の連絡先」を明示します。
提案	□	
1-2	**建築を行う方および所有権を譲り受けた方は、災害時に自宅や事務所での待機ができるような策を協議会に申請（「提案」）してください。**	
提案例	□	全従業員が3日間過ごせる生活物資を備蓄します。
	□	マンションの住民やテナントに向け、自宅・事業所待機が原則であることや3日間分の生活物資を各自で用意することを掲示板等で周知します。
	□	周知方法として「東京都帰宅困難者対策条例の概要」をコピー、配布し徹底します。
	□	自宅が新築なので、家族が3日間過ごせる生活物資を備蓄します。
提案	□	

ルール2　みどり豊かで誇りの持てる景観をつくるためのルール		
2-1	建築を行う方は、各自確実に管理できる範囲で、道路沿いの緑化計画を協議会に申請(「提案」)してください。	
提案例	□	道路と敷地の境界部分に植込みや生垣を設けます。
	□	道路沿いにプランターによる緑化を行います。
	□	敷地面積が250㎡以上なので、港区みどりを守る条例に従う緑化率で緑化を行います。
提案	□	
2-2	建築を行う方(工作物、広告物の設置・変更を含む)は、街並みの統一感に配慮した計画を協議会に申請(「提案」)してください。	
提案例	□	建築物、工作物、広告物は、落ちついた色彩・意匠とし、極彩色を使用することを避けます。
	□	建物高さが31mまたは延床面積が3000㎡以上なので、港区が定める景観計画に従います。
	□	建物高さが31mかつ延床面積が3000㎡未満ですが、港区が定める景観計画に従います。
提案	□	

ルール3　地域の絆を強固にするためのルール		
3-1	所有権を譲り受けた方は、地域の絆を強固にする策を協議会に申請(「提案」)してください。	
提案例	□	世帯、会社、事業所単位で町内会に入会します。
	□	町内会へ入会しない代わりに、町内会長と相談して、町内会への寄付、行事の運営等のお手伝いを行います。
	□	マンションの住民やテナントに向け、"町内会の意義、役割"を掲示板等で周知します。
	□	"町内会の意義、役割"を周知するため、港区が発行している冊子「ひろげよう、地域のちから」を配布します。
提案	□	

ルール4　治安や風紀を維持するためのルール		
4-1	新たに空き家、空き地を所有する方、賃借人転出等により所有地が空き家、空き地となる方ならびに新たに駐車場を所有する方、所有地を駐車場にする方は、それらの空き地、空き家、駐車場の管理方法を協議会に申請（「提案」）してください。	
提案例	□	定期的な清掃と点検を行います。
	□	専門家である管理会社に委託して、定期的な清掃と点検を行います。
	□	直接管理が行えないので、監視カメラを設置し、所有者の氏名、住所、電話番号を記載した表示板を設置します。
	□	現在賃貸中ですが、空き家となった場合は、鍵の交換を行います。
	□	現在賃貸中ですが、空き家となった場合は、外観目視だけでなく、建物・部屋内も定期的に巡回し異常がないか確認します。
	□	「民泊営業の禁止」を契約書に入れて契約します
提案	□	

ルール5　みんなが安心して暮らせる環境をつくるためのルール		
5-1	所有権を譲り受けた方は、暴力団等の反社会的組織や風俗営業を行う者との譲渡契約、賃貸契約を行わないための策を協議会に申請（「提案」）してください。	
提案例	□	暴力団等の反社会的組織や風俗営業を行う者に使用させない旨、使用されていることが発覚した場合には契約を解除できる旨の特約を契約書その他の書面に定めます。
	□	賃貸借契約をする場合、契約書特記事項に「民泊営業の禁止」条項を定めます。
提案	□	

※効果的なご提案の場合は、今後の本書選択肢に加えさせていただく場合があります。

申請用

【様式 3】

六本木三丁目東地区まちづくり協議会 宛

建築行為等計画概要

※監督行政庁への申請書等のある場合は、その表紙の写しも添付して下さい。

敷地の住所		
権利関係	□所有地　□借地　□その他（　　）	
工事の概要	1.宅地造成・開発	2.敷地分割・統合
	3.建築物の新築・増築・改築・移転（主な用途　　）（階数　、高さ　）	
	4.塀・柵・門・その他工作物の設置・改造（工作物の名称　　）	
	5.看板、広告物の設置・変更	6.自動販売機の設置
	7.土地利用や建物の用途変更（変更後の用途　　）	8.飲食店などの営業
	9.外装の変更（塗装色の変更を含む）	10.樹木の伐採
	11.空き家化・空き地化・駐車場化	
	12.その他（　　）	
確認申請の必要がある場合は、その申請予定日	年　月　日	
工事の予定	工事着工予定日　年　月　日	
	工事完了予定　年　月　日	

※該当者のいる場合は、以下も記入して下さい。

設計監理者	会社名	担当	電話
	住所		
施工者	会社名	担当	電話
	住所		

六本木三丁目東地区まちづくり協議会からの連絡事項	確認日：
完成確認　年　月　日	
確認者	確認印

改訂履歴

２０１５年（平成２７年）	３月２６日	港区認定
２０１８年（平成３０年）	４月　１日	一部記載変更
２０２２年（令和　４年）	２月　７日	一部記載変更